

清華簡『越公其事』の文献形成初探 ——兼ねて竹簡排列の問題を論ず

金卓

要旨：

本稿では用字の相違、叙述の視点及び呼称の変化、竹簡背部の劃痕、契口と書写状況などといった角度から、清華大学蔵戦国竹簡『越公其事』各所の、内容の取材と書写における相違について論じた。本稿では、簡文は幾つかの異なる元文献から取材し数回に分けて書写されたと主張し、またその根拠について考察することで、簡文の文献形成について議論した。さらに、『越公其事』の竹簡排列について筆者の見解を論じ、残簡の綴合を新たに行う。

キーワード： 清華大学蔵戦国竹簡、越公其事、文献形成、竹簡排列

一、文献概説

『清華大学蔵戦国竹簡（柒）』¹が公表されてから、その中の四編の新たな文献について盛んに議論が行われてきた。そのうち、比較的長編である『越公其事』は特に注目度が高く、文字考釈・文献整理・史実検証など様々な角度から研究が深められてきた。『越公其事』は計七十五枚の竹簡から成り、簡文には欠損がみられ、特に首尾の二章は比較的欠損が激しいが、内容は概ね完全なものである。篇題の『越公其事』は整理者が篇末の文字により定めたものである。全篇は章末の符号もしくは簡尾の余白や章間の空白により、十一の章に分けられ、越王勾踐が敗戦し会稽に留まり、呉王夫差に和合を求め、その後政に励み、様々な政策を施行し、最終的に呉を滅ぼしたという過程を叙述している。簡文の首尾の内容は『国語』の「呉語」及び「越語」と密接に関係しているが、中間部分の内容は伝世文献と異なり、

1 清華大学蔵戦国竹簡は、以下「清華簡」と略称する。本文における図版も本書から引用したものである。

比較的全面的に勾踐が施行した五つの政策について記載しており、これらの内容は越国が国を強くし、やがて呉を滅ぼすことができた原因及び過程であるとみられる。

二、研究目的

本稿では主に、『越公其事』における一部の文字の使い方及び簡文の書写状況、竹簡背面の劃痕と竹節の位置、内容を叙述する視点と呼称の変化などといった角度から、『越公其事』の取材と書写の過程について分析を試みる。また、『越公其事』は首尾部分における外交及び軍事に関する内容と、中間部分における具体的な政策施行に関する内容とは、それぞれ異なる元文献から取材した上で、一人の書き手によって数回に分けて書写されたものであると主張する。以下本稿では「取材」と「書写」という二つの角度から、上述の主張の根拠について論じ、また、『越公其事』の文献形成についてまとめることを試みる。さらに文末では、竹簡順序の排列について筆者の見解を述べ、新たに行った残簡の綴合について議論する。

三、具体的な論点

(一) 『越公其事』の章節構成と内容分布

以下は各章の内容と竹簡におけるそれらの位置を表にまとめたものである。

章節	竹簡の位置	各章の内容	概括	類型
第一章	簡1 ～ 簡8	越王の講和。越国の発言	越国講和	A
第二章	簡9 ～ 簡15*	呉国の君臣が講和を検討		
第三章	簡15 ～ 簡25	講和の承認。呉国の発言		
第四章	簡26 ～ 簡29	復讐の決意、民力を養う	五政準備	B
第五章	簡30 ～ 簡36	五政の第一の段階、農業	五政段階	
第六章	簡37 ～ 簡43	五政の第二の段階、信用		
第七章	簡44 ～ 簡49	五政の第三の段階、人口		
第八章	簡50 ～ 簡52	五政の第四の段階、軍力		
第九章	簡53 ～ 簡59*	五政の最後の段階、刑法		
第十章	簡59 ～ 簡68	五政完成、越が呉に出兵	交戦過程	
第十一章	簡69 ～ 簡75	呉王の講和。両方の発言	呉国講和	

(*:この二つの竹簡は簡末まで空白を開けて章を分けるということはず、数字分の空白のみを空けている。)

上表で示したように、『越公其事』の内容を三つの部分に分けることができる。

第一部分（A）は第一章から第三章までであり、越王が敗戦し呉王に和合を求め、呉王がそれを受け入れる過程を叙述する内容である。具体的には章を分けて、越王勾踐が大夫文種を使者として遣わし和合を求めると及び越国の外交発言、呉王夫差と臣下伍子胥の越国との和合に対する異なる見解とその議論の過程、呉王夫差が越国の使者の文種に会い、呉国の外交的主張を述べ和合を受け入れたこと、という三つの内容を記録している。

第二部分（B）は第四章から第九章までであり、越王勾踐が復讐を決意し、五政を施行する前準備と五政の具体的な内容について述べたものである。章を分けて、五政準備段階の国民に休養を与える計画、及び農業を好む、信用を好む、人口を増やす、軍事を好む、国民を戒めるという五つの具体的な政策を施行し、呉国に出兵するための準備を整えたことについて記録している。

第三部分（C）は第十章と第十一章であり、勾踐が呉に出兵し、呉師を負かし、呉王夫差が和合を求めたが勾踐に拒否されたことについて述べた

内容である。章を分けて順に呉越の交戦過程とその後の両国の外交談話の内容について記録している。

(二)「取材」の多様性に関する議論

1. 「于」と「於」の用字における相違

現存の『越公其事』の簡文において、三種類の字形の「yú」²がみられ、それぞれ「于」を表す字形 、「於」を表す字形 、そして重文符付きの「至于」という二文字の合文字形 である。そのうち、「于」字は23か所、「於」字は27か所、「至于」合文字は7か所にみられ、計57か所である。

2 叙述の便宜上、「于」と「於」を区別しない場合は「yú」で代替する。以下同様。

(全ての yú 字を章節・簡序にしたがって並べると、以下のような結果がみられる)

【第一章～第三章】

於・簡 01・趕陸於會旨之山
 於・簡 01・史夫=住行成於吳邦
 於・簡 04・親辱於寡人之鬚=
 于・簡 05・母鬻季邦之命于天下
 於・簡 06・亦茲句殘屬蒙於季邦
 于・簡 06・三方者侯元或敢不賓于吳邦
 于・簡 07・余元必數鬻季邦之命于天下
 於・簡 07・勿茲句殘屬蒙於季邦已
 於・簡 10・天不賜吳於季邦
 於・簡 10・虜皮既大北於坪谷
 于・簡 12・天賜于吳，右我先王
 于・簡 13・虜先王用克內于郢
 于・簡 13・虜後季監以季=今
 於・簡 14・虜於虜取全人以會皮死
 於・簡 15・孤敢兌鼻於夫=
 於・簡 17・朝夕糲狀爲豺狼，飢於山林藪芒
 於・簡 17・於今茲年，亡克又奠
 於・簡 20・孤用衛我壹式子弟以達告於鄰=
 於・簡 21・達遯彘君，余聖命於門
 於・簡 22・怀虚宗雷，陟楸於會旨
 於・簡 22・孤或恐亡良僕駢獲火於季邦
 於・簡 22・孤用內守於宗雷，以須使人
 于・簡 23・余元與吳料弃息晉于潛瀆江沽
 於・簡 24・孤敢不許諾，恣志於季公

【第四章】(五政準備)

于・簡 28・王竝亡好攸于民公之堵
 于・簡 29・季=茲年，季王句戔女句復緝五政之聿

【第五章～第九章】(五政段階)

于・簡 34・…于季邦陸陸陸水則爲稻
 于・簡 35・季=鄰微尖=遠徯
 于・簡 39・又管币之人或告于王廷
 於・簡 41・乃亡敢增歷元政以爲獻於王
 于・簡 41・凡又訟訟季=王廷
 于・簡 43・佳訐是邇，嘉于右右
 于・簡 45・佳劔答是戡購，鬻之于右右
 于・簡 47・公品交于王寶
 于・簡 48・王則佳劔答是微，嘉于右右
 于・簡 48・墨季邦乃皆好陸人，方和于元監
 于・簡 52・佳多兵亡兵者是戡，鬻于左右
 于・簡 52・與季邦季=鄰還成币乃皆好兵甲
 于・簡 54・乃微詢于王宮，亦微取璆
 于・簡 54・王乃大詢命于邦
 于・簡 55・羣勿品采之侃于善棠
 于・簡 56・王乃微季=沟墜之工
 于・簡 56・乃微取璆于遂至遂成
 于・簡 57・王乃微執成于東巨西巨
 于・簡 57・乃微取璆于遂至不共

【第十章～第十一章】

於・簡 61・此乃諛邦政於夫=住
 於・簡 63・吳王起币軍於江北
 於・簡 63・季王起币軍於江南
 於・簡 64・若明日，牂舟戰於江
 於・簡 68・吳币乃大北，疋戰疋北，乃至於吳
 於・簡 69・昔不教先乘利於季
 于・簡 70・余不敢鬻祀，許季公成，以季=今
 於・簡 70・今吳邦不天，曼鼻於季
 於・簡 72・句戔不許吳成，乃使人告於吳王
 於・簡 73・不教元牂王於甬句重
 于・簡 74・天加禡于吳邦，不才焉遂，丁役孤身
 于・簡 75・孤余累面目以見于天下

上で示したように『越公其事』の首尾部分、つまり第一章から第三章及び第十章から第十一章には、「于」と「於」が併存しており、「於」の出現頻度は「于」よりやや高いようである。一方、中間部分の第四章から第九章までの五政に関する簡文内容において、簡41に「於」字が一か所みられた以外、全て「于」が用いられている。

用字	前三章	五政部分	末二章
於	17	1	9
于	7	20	3

簡文の内容上の違いのみでこれほど顕著な用字の相違が出現するとは考え難く、主要な要因が他にあると筆者は考える。『越公其事』の整理者による説明³によると、簡文は全文を通して筆跡が一致しており、また、同じ筆跡は清華簡において多く出現しており、例えば第六輯の『鄭武夫人規孺子』『鄭文公問太伯』の二編・『子儀』など、そして一部の未出版の簡文も同じ筆跡である。したがって、この筆跡の簡文は同じ書き手によるものであり、竹簡の所有者と密接に関係していると推測できる。筆跡が一致しているため、「yú」字の用字の相違は異なる書き手の書写習慣の違いによるものであるという可能性はまず排除できるだろう。

古代漢語における「于」と「於」が果たしていかなる違いをもつかについて、学界ではこれまで多くの論述や著作が発表されてきた。清代の段玉裁は『説文解字注・五篇上・亏』⁴において「凡『詩』『書』用「亏」字，凡『論語』用「於」字，蓋「于」「於」二字在周時為古今字，故『釋詁』『毛傳』以今字釋古字也。」と述べている。王力は『漢語史稿』⁵において「「于」は「於」の比較的古い形であり、甲骨文の介詞には「於」ではなく「于」を用い、『書経』『詩経』『易経』でも通常「于」を用いる。」と述べている。また、カールグレンは文法と意味の角度からこの二文字の違いについて分析を試みたのだが⁶、これに関しては現在多くの反対意見が上がっている。

3 清華大学蔵戦国竹簡（柒）、中西書局、2017

4 説文解字注、中華書局、2013

5 漢語史稿、中華書局、中冊 P332、2004

6 On the Authenticity and Nature of the Tso Chuan, 1926

郭錫良は「介詞「于」的起源和發展」⁷においてカールグレンの観点に反論し、「「于」と「於」の古音は同じではない……古文字のデータから見て、甲骨文には「于」字のみが存在し、「於」字は存在しておらず、春秋時代の金文に初めて「於」字が出現する……「于」と「於」の区別は時間上の前後であり、文法上の機能の違いではない……「于」と「於」は混用され、春秋時代には「于」が用いられることが多く、戦国以降は「於」の使用率が高くなっていき、最終的に「于」に取って代わることになった。」と指摘している。

宮島和也も「戦国楚・秦における前置詞「于」「於」をめぐって」⁸において清華簡『繫年』における「yú」字の使用状況について整理を行い、「着点 (goal)」、「対象 (theme)」、「起点 (source)」、「場所 (location)」などの各文法状況において、「yú」字に顕著な使い方の違いがみられないと説明している。さらに、秦系と楚系の出土文献を比較した上で、春秋戦国時代に生じたのは単なる「于」字から「於」字への過渡ではなく、地域的な特徴と相違が存在すると指摘した。

筆者のこれに対する主張は以下の通りである。上述の現段階での学界における研究結果に基づくと、簡文『越公其事』における「yú」字の分布の違いは書写の際に選択された元文献の違いによるものであり、その違いは地域的なものである以上に、時間的なものである可能性があると考えられる。そのため、『越公其事』中間部分の五政の内容に関する部分は、首尾部分の他の内容とはそれぞれ異なる時期あるいは地域の元文献を参考にしており、五政部分の材料は首尾部分の材料よりも時期的に早い可能性が高く、そして同一の書き手によって数回に分けて書写したものである可能性がある⁹。

清華簡の整理者が述べたように、『越公其事』の首尾の内容は概ね『国語』の「呉語」「越語」に記載されたものと同様であり、そこから『越公其事』

7 中国語文. 第257期, P131-138, 1997

8 中国語学. 262号, P114-133, 2015

9 数回に分けて書写したという主張の根拠に関しては後述する。以下ではまず、簡文の取材の違いを主張する根拠について論述する。

は内容的に『国語』と類似もしくは同様の文献材料を選択したことがわかる。伝世文献と内容が近似していることも、そこに記載されている勾踐が呉を滅ぼしたという内容が、戦国時代に既に各地に写本として伝わり広く知られていたということを側面から反映しており、それゆえに『越公其事』の首尾における「yú」字の使用については、二文字が混用されていた戦国時代の特徴を表していると考えられる。このような「yú」字が混用される状況になったのは、上述の勾踐が呉を滅ぼしたという内容が戦国時代までに徐々に形成され、文章と物語として流伝しはじめたから、あるいは比較的早い時期に文献に作られたが、広く書き写す過程において書き手が当時の用字習慣を意図的もしくは意図しないで用いたから、という二種類の可能性が考えられる。近年では、出版済みの清華簡における多くの簡文の用字について、楚系文字の特徴をもっている他、三晋文字の特徴もみられることが多くの学者によって主張されている。これも戦国時代の各地域において広く文献の交流が行われていた根拠の一つであると考えられる。

また、簡文の五政部分は概ね「于」字が使用されているため、その材料は越が呉を滅ぼしてから間もない春秋末期ないし戦国初期の頃に遡ることができる可能性があることが示唆される。越国の内政について詳細に記載されている点から、その文献は最初は越国内部で形成され、その後楚に流入したという可能性も考えられる。一方、伝世文献に記載されていない点からも、五政部分の元材料がより古く、広く伝わっていなかったため春秋時代の用字の特徴が保たれていたということが窺える。同時に、広く伝わっていなかったからこそ、そこに記載されていた内容が後世に残ることがなかったのである。

2. 呼称と叙述の視点の変化

各章の叙述の視点、及び呉王と越王に対する呼称は下表の通りである。

章節	類型	概括	叙述の視点	簡文に見られる呼称
第一章	A	越国講和	客観	/
第二章				呉王
第三章				越王
第四章	B	五政準備	客観→越国→客観	越王勾踐→王→越王勾踐
第五章		五政段階	越国	王
第六章				
第七章				
第八章				
第九章				
第十章	C	交戦過程	越国→客観	王→越王勾踐、越王、呉王
第十一章		呉国講和	客観	勾踐、呉王

(第一章は篇の最初の簡文が欠損しており、また第二章は呉国君臣の会話であるため、勾踐に対する呼称はみられなかった)

叙述の視点の変化と前述の「yú」字の分布状況に相似点がみられる。五政部分の内容は越国の視点から叙述したものであり、越王勾踐に対する呼称は「王」のみである。その他、第四章の首尾二か所に客観的な叙述が用いられており、「越王勾踐」¹⁰という四文字の全称が用いられているのに対し、第四章中間部分は五政部分と同じく、単に「王」と呼称しており、越国の視点からのものであると考えられる。第十章は章の中で勾踐が辺境の民に呉を挑発させたところまで記述してから、視点を変換している。この篇は越王勾踐に関することを記載しており、一般的に考えて、全篇を通して「越王」もしくは「勾踐」で記述することは大いに可能であるにもかかわらず、内容によってわざわざ視点と呼称を変えていることは簡文の取材における違いを示唆しており、これは書き手が元材料をそのまま書き写したことによるものである。

さらに、簡文の視点が転換する度に、「越王勾踐」という全称が使用さ

10 簡文において、「勾踐」の「踐」字にも二種類の字形があり、最初の三章とそれ以降の章で用いられている字形が異なっている。これに関しては後述する。

れていることがわかる。一回のみで完結された創作や記録し終えた文献材料であれば、篇の最初もしくは初出の際にのみ人物の全称を使用することが一般的であると考えられるが、『越公其事』は第四章と第十章ともに視点の転換と同時に再度「越王勾踐」という人物の全称を使用している。その原因には以下の二点が考えられる。第一に、上述のように書き手が複数の元材料を選択した後、手を加えずにそのまま書き写したため、複数の材料それぞれにある全称を多数残してしまった可能性がある。第二に、書き手が複数の元材料をつなぎ合わせるために、意図的につなぎの文を入れ、そこで人物の全称を使用した可能性がある。

以上二種類の可能性に違いは存在するが、どちらも叙述の視点の転換と同じように、『越公其事』の元材料の来源の複雑性と多様性を表している。これは複数の元材料にもとづいて、あるいは複数回に分けて書写されたという根拠の一つでもあると考えられる。

また上述の視点の転換は、書き手が一つの元材料を書き写す際にそのまま書き写したのではなく、当時の状況に応じて元内容における人物呼称を書き換えたが、一部の章では同時に呉越両国の事が記述されており、国名を付けずに「王」のみで勾踐を指す示すことが困難だったため、呼称の違いによって視点が転換しているという錯覚をもたらしたのだと仮定しよう。そうすると、呼称を統一しようとした書き手が書写過程において目に触れた「越王勾踐」という全称をも書き換え、内容を読みやすくしただろうと推測できる。書き手が意図的にこれらの全称を変更しない理由に関する説明が困難であるため、呼称の違いは書き手が参考にした元材料に存在していた可能性があり、書き手が全部もしくは部分的に忠実に元材料における呼称を書き写しており、したがって『越公其事』の各章における視点の相違はある程度確実に存在するのだということがわかる。

羅雲君は『清華簡「越公其事」研究』¹¹においてテキスト分析法と二重証拠法を用いて『越公其事』の原本の出所、年代及び流伝経路などについて研究と検討を行い、その元テキストは越国国史系統によるものである可能性が極めて高く、また流伝経路には「越国から三晋へ流入し、整理され

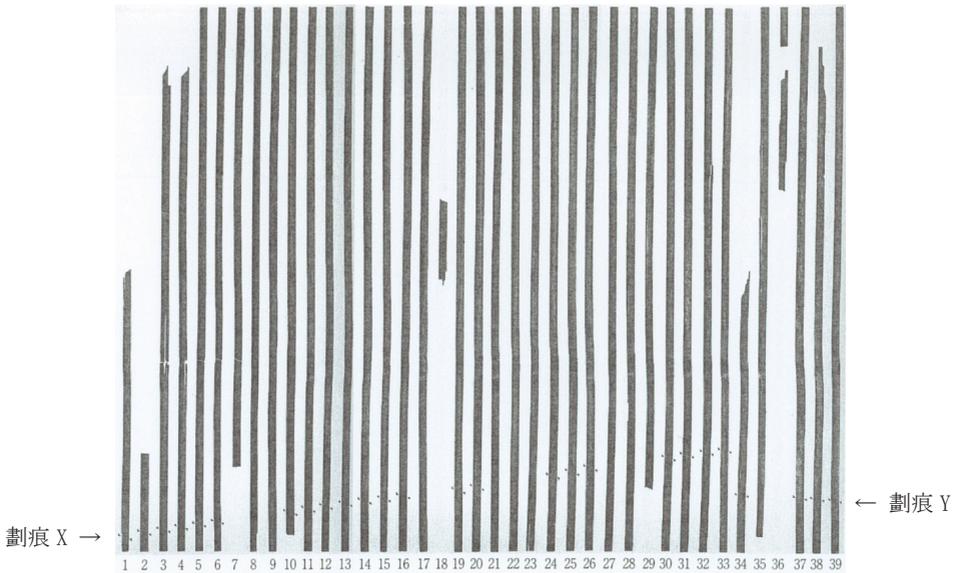
11 東北師範大学, 硕士学位论文, 2018

てから楚の地に流入した」あるいは「越国から楚の地に伝わったもしくは戦利品として流れ込んだ」という二種類の可能性がある」と主張した。

羅雲君の主張を踏まえると、『越公其事』首尾部分における中立客観的な叙述と中間部分における主観的な詳細な記載に関して、そのテキストは楚の人が「晋で記述整理されてから他所へ伝わった呉越に関する史料」や「楚が把握した越国の内部国史の元材料」などといった異なる元文献に基づき、整理し書写したものであると推測できる。

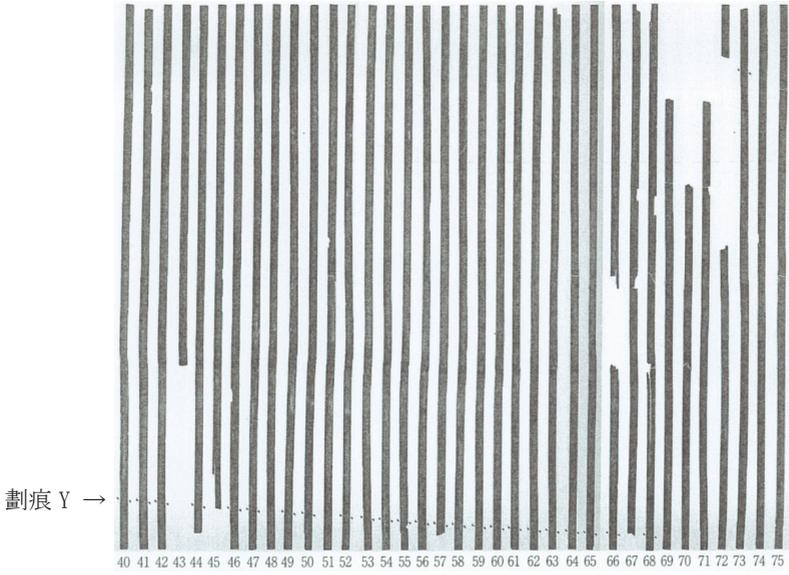
(三) 複数回にわたる「書写」についての議論

竹田健二の「清華簡『越公其事』の竹簡排列と劃痕」¹²によると、以下の図のように『越公其事』の竹簡背部には連続的な劃痕が二本ある。



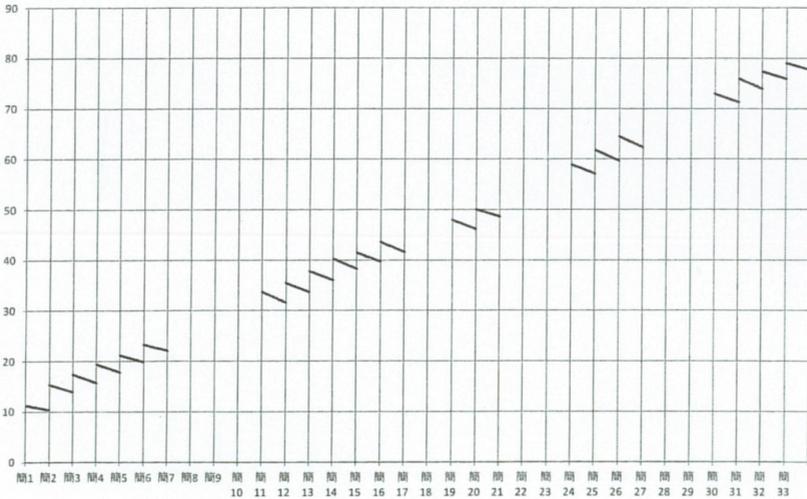
(図1、簡1～簡39)

12 中国研究集刊, 64号, P49-67, 2018



(図2、簡40～簡75)

一本目の割痕 X は簡 1 から簡 33 まで、二本目の割痕 Y は簡 34 から簡 68 までである。そのうち、割痕 X は下図のような特殊な「逆次簡冊背割線」である。



(図3)

「逆次簡冊背劃線」とは、直接正面の簡文に基づいて竹簡を排列すると、背部の劃痕が上図のような非連続的な形になり、劃痕を一本の連続的な直線にするには各簡を正面から順にめくるか、もしくは簡文を正面から順に左から右に排列しなければならない劃痕のことである。このような特殊な劃痕に関して、当時一部の竹簡は左から右に向かって編成されたからであると推測する研究者がいる。しかしながら、『越公其事』には一般的な劃線と逆次劃線が同時に存在しており、それぞれを区分して簡冊を編成すれば、本文の内容が一貫しなくなり、且つ 75 枚の竹簡の全てにおいて三つの契口が竹簡の正面右側に刻まれているため、簡冊が逆向きに排列されていたという推測は少なくとも『越公其事』においては非合理的であることがわかる。つまり、このような異なる二本の劃痕が存在する可能な解釈として、この二本の劃痕は竹簡全体が編成される前に既に存在していたものであり、すなわち製簡の過程において既に刻まれたもの、もしくは二回に分けて書写し、それぞれに刻まれてから簡冊に編成されたものであると考えられる。

一方、劃痕の状況はあくまで竹簡排列の参考に過ぎず、出土文献の中

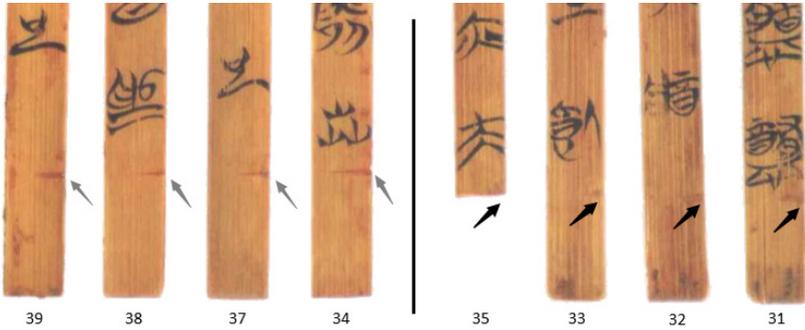
には、簡文背部の劃痕が内容順に排列されていないものも多く存在する。したがって、その他の裏付けがなければ、この点のみで『越公其事』の簡 33 以前の内容と簡 34 以降の内容が数回に分けて書写されたものであると判断するのは性急に過ぎる。しかしながら、簡 33 以前の各簡と簡 34 以降の各簡は、各簡における文字数、及び竹簡下部の契口の高さと形状についても、違いがみられる。具体的な文字数を下表に示した¹³。

簡号	22	23	24	26	27	28	30	31	32	33	35
字数	32	32	31	32	30	32	34	31	32	31	31
簡号	37	39	40	41	42	44	45	46	47	48	50
字数	33	33	34	35	36	35	35	34	34	34	34

陳劍は「『越公其事』残簡 18 的位置及相關的簡序調整問題」¹⁴において、簡 35 は簡 33 に連結し、簡 36 上と簡 18 と簡 34 とで一本の簡をなすと指摘している。筆者はその観点到賛成するが、竹簡排列に対する筆者の見解は後述する。ここではまず、簡 35 が簡 33 と簡 34 の間に位置することについて説明する。文字数に基づくと、簡 35 は劃痕 X のある簡 1-33 のグループに属するものであると考えられる。

13 章末のある簡と欠損のある簡は表に示していない。簡末にある文字数に影響しない欠損は無視し、文字の間の隙間に補足された小さい文字はカウントしない。

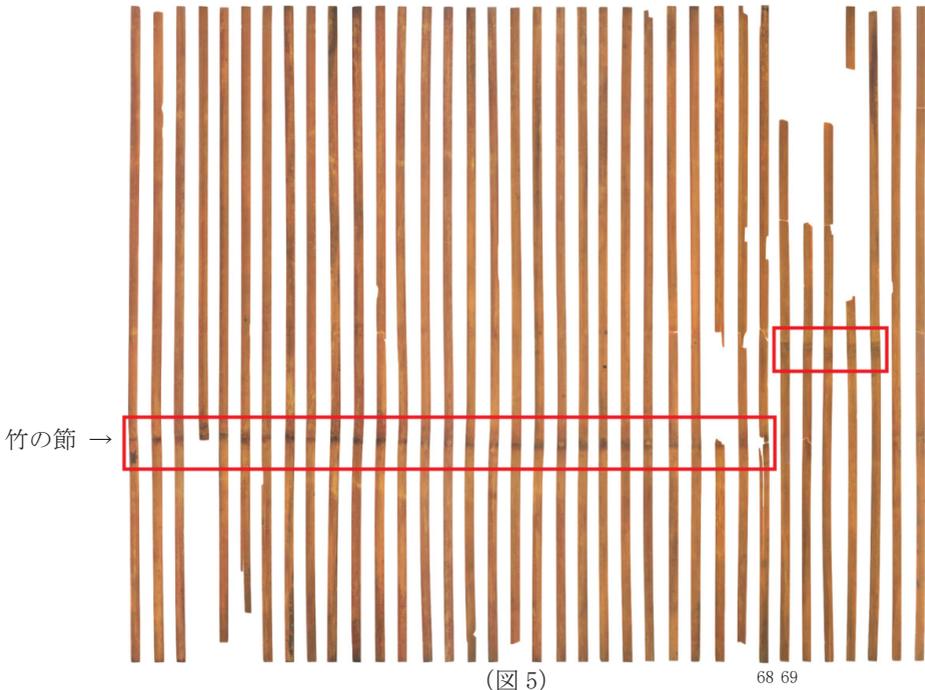
14 復旦大学出土文献与古文字研究中心 (<http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/3044>), 2017



(図 4)

また契口の状況について見てみると、簡 35 は契口部で欠損しているように見える。図 4 の中心線の左右のグループを比較すると、それぞれの下部契口の高さと形状に明らかな違いがあることがわかる。簡 1-33 と簡 35 が属するグループは、簡 34 と簡 36 以降の一部の簡と比較して、劃痕・契口の状態・正面文字数の全てにおいて違いがみられる。以上から、この二つの部分の内容は同一の書き手が異なる時期に書写したものであると考えられる。

また、図 2 に示したように、劃痕 Y は簡 68 で中断しているが、簡 69 からはちょうど第十一章の内容である。第十章と第十一章の内容はそれぞれ独立しており、明らかな違いがある。以下の竹簡背部の竹節の位置の図を参照されたい。



(図 5)

68 69

『越公其事』に使用された竹簡は、簡 1 から簡 68 まで背部に見られる竹節の残留の痕跡について非常に統一度が高く、全て下部三分の一の部分にあり、意図的に使用する簡を選別したように思われる。しかしながら簡 69 以降、数本の簡の竹節の位置は中央部分にあり、竹簡の選択に違いがみられる。劃線の消失・竹節位置の変化・本文内容の章分けに明らかな区切りがあることなどといった要素を踏まえ、簡 69 から簡 75 の内容も単独に作成された可能性があると考えられる。

(四) その他の用字における相違に関する例

1. <使>に関連する字

『越公其事』において<使>に関連する字は計六種類出現している。それぞれ、行人偏に「吏」の𠂔、**𠂔**、「事」**𠂔**、「茲」**𠂔**、そして「思」**𠂔**である。一つの漢字にこのように多くのバリエーションがあることは、

不規則で乱雑としているように見える。漢字は「表語文字」であり、同じ字形であっても、表している具体的な「語」に違いが存在している。例えば「使」字には名詞として「使者」、動詞として使役を表すなどといった異なる使い方があるが、簡文における「使」について分析を試みた結果、以下のような結論が得られた。

(1) 行人偏の𠄎字は、冒頭の三章において全て名詞として「使者」、後の章において全て動詞として使役を表しており、且つ全て「指示」の類の使役であり、意味的に名詞の「使者」と関連しており、「使者を派遣する」と解釈できる。

(2) その他の「使者を派遣する」と関連のない非「指示」類の使役の動詞は、簡文において𠄎字と書かれる。

(3) 「事」𠄎は、冒頭の三章において名詞の「使者」の<使>に通仮する用例がある(𠄎、𠄎が出現するのはそれぞれ一か所のみであるため、分析が困難である)。

以上を踏まえると、<使>に関連する字の用字状況は複雑であり、章に沿って一定の規則がみられるようであるが、使用例が少ないため、有効な結論を得ることは困難である。

2. 「勾踐」の「踐」字

「勾踐」の「踐」字は冒頭三章では「𠄎」、後の章では「𠄎」である。

四、文献形成のまとめ

本稿はこれまで、各章における「于」と「於」の用字の相違、「使」字と「踐」字の用字の変化、及び叙述の視点における客観的視点と越国の視点の間での転換、越王勾踐に対する呼称の違いなどといった状況から、清華簡『越公其事』は取材面において異なる元文献を選択し書写したものであるとの主張について論じた。同時に、竹簡背部の劃痕の分布、契口の状況、竹節の痕跡の変化、各簡における文字数に関する統計などといった情報から、『越公其事』は簡34・簡35前後、及び簡68・簡69前後においてそれぞれ別々に書写されたものであると推測した。

以上の『越公其事』の文献形成に関する議論を踏まえると、『越公其事』は越王勾踐という人物を中心に、彼が呉を滅ぼした顛末をメインテーマとしているが、取材に関しては複雑かつ多様であり、当時の様々な関連する元文献資料を参考にし、段落や章に分けながら、数回に分けて書写・修正して作られた文献であると考えられる。

五、書写形成過程に関する推測

以上の諸現象から、『越公其事』の書写形成過程を推測することができる。まず、正確にその過程を再現するためには、先秦時代の人々の書写の方式と習慣について知る必要がある。

游順釗は「古漢字書写縦向成因——六書以外の一個探討」¹⁵において、古代の人々が漢字を縦方向に上から下へ書いていくのは、先秦時代に机などの支えを使わずに直接竹簡を手で持って書いたためだという可能性がある」と指摘した。支えるものがない場合、横方向に書写する際に両手では書きながら細長い竹簡を固定することはできないのである。書写を可能にするには、竹簡の上部を左手で持ち、下部を腹部に当てて、右手で書写する姿勢をとるしかない。毛筆の筆先が柔らかいため、このような姿勢は書写の力にも十分に対応しうるだろう。支えのない書写習慣というのは、小さい字を書くのに適していないにもかかわらず、手首や肘を紙面から離して書くという中国書道における執筆方法の由来をも解釈しうる。游順釗の推測は古代の墓から出土した、文字を書く姿勢の陶俑¹⁶と一致する。

勞幹は『中国古代書史』の「後序」¹⁷において、書写過程の詳細について以下のように推測をしたことがある。「書写時は左手で竹簡を持ち、右手で字を書くため、一般的には一枚の竹簡に一行の字を書くのである。また、竹簡を左手で取りやすくするため、空白の竹簡を左側に置くのである。一枚の竹簡を書き終えたら、書いた竹簡が空白の竹簡と混ざらないようにするため、左手で一本ずつ右へ押していき、並べる。このような状況で並

15 中国語文. 第230期, P373-374, 1992

16 例えば、1958年に湖南省長沙市の金盆嶺9号墓から出土した陶俑

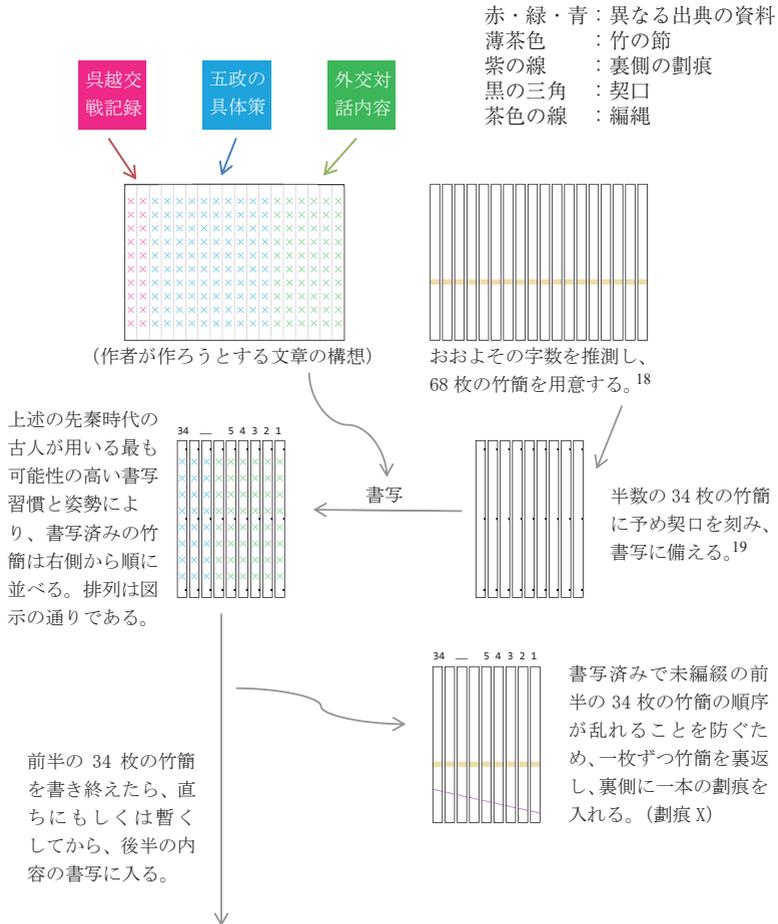
17 古代中国的歴史与文化, 中西書局, P666, 2006

べた字配りは、決まって一本目を書いた竹簡が最も右側にあり、順に右から左へと並んでいる」。この推測は合理的であると考えられる。

つまり、当時の人々の書写方式は、書写材料と道具による直接的な影響を受けているものであり、日常的な利便性による習慣であると同時に、様々な制限への対策でもあり、一定の統一性を有することは必然的であろう。

したがって、古人の書写方式と習慣をふまえ、筆者は『越公其事』の書写形成過程について以下のような推測が可能であると考ええる。

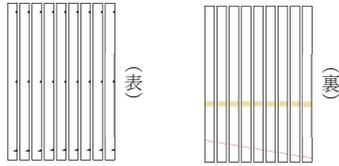
『越公其事』の書写または創作の過程に関する推測



18 説明の便宜上、1号簡の前に他の残簡がなく、第一章から第十章で計68枚の竹簡があると仮定する。直観的に竹簡排列の左右の順序を示すために、一部の竹簡に数字を標示している。これらの数字は最初に作者が書写した際の順序を表しており、出版された『越公其事』において整理された竹簡の番号とは必ずしも一致しない。

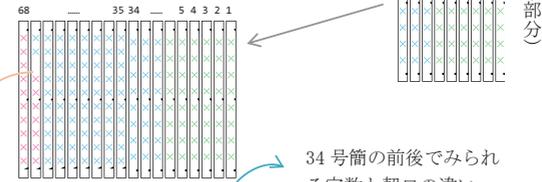
19 『越公其事』における文字は、書写した際に明らかに中段の契口の位置を避け、その下に次の字を書くという現象がみられる。この点から予め契口を刻んでから文字を書いたのだということがわかる。

後半の 34 枚の簡に契口を刻み、裏側に劃痕を入れる。順に取って書写する。(劃痕 Y)

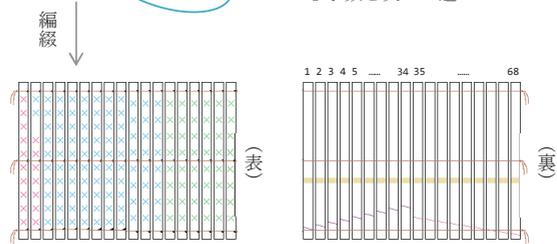


文字の間隔を縮めて五政の内容を書き終えて第九章の章末に至るも、依然として第十章の内容を残りの竹簡におさめることができないことに気づく。故に第十章は竹簡を換えず、第九章の最後に空白を残し、そのまま第十章を書き始める。全ての内容を用意した 68 枚の簡におさめることができた。

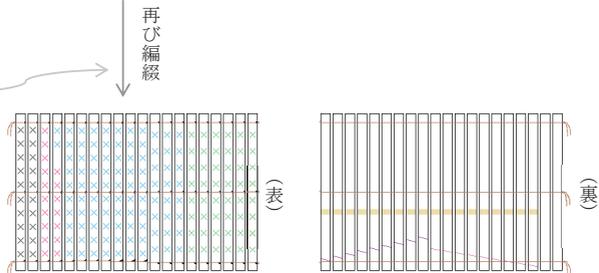
書写
書写する前に、残り字数が半数を上回ると推測し、既存の簡におさめるようにするため、文字の間隔を少し縮め、簡ごとに約 2~3 文字増やす。



左側で結ばれる編繩²⁰



後から加えた新たな竹簡に書かれた、第十一章の新たな内容



20 程鹏万は『簡牘帛書格式研究』において、竹簡の編綴について、出土した簡冊の編綴の多くは既になくなったが、現存の例から見ると編綴はすべて簡冊の左側に繩の端を残して結び目を作っており、そうすれば必要な時に結び目を解いて新たな簡を編綴することが可能であると指摘している。

以上示したのは、筆者が『越公其事』の書写過程について提出する一つの仮説である。推測は必ずしも正しいとは限らないが、これを踏まえてより詳細な先秦文献の作成過程について検討することは可能だろう。『清華大学蔵戦国竹簡（捌）』と『清華大学蔵戦国竹簡（玖）』が相次ぎ公開された後、『治邦之道』と『治政之道』で「同篇異制」²¹という複雑な現象もみられるようになった。中には、『越公其事』のような途中で文字の間隔を圧縮する現象のみならず、前後で書写の筆跡が異なるといったより複雑な違いもみられる。これらはすべて先秦出土文献の形成過程における複雑性の表れの一つである。したがって、今後の出土文献研究において、あらゆる角度から着手し、文献の具体的な形成過程について探求し再現していったこそ、更なる詳細な研究をより望ましい形で展開していけるのではないかと考えられる。

六、竹簡排列について

上述の図4に示されているように、簡文下部の契口の形と高さは二組に分けることができ、簡34の状況は簡37と簡38により近似しており、よって簡35の後に位置すべきである。この点に関しては陳劍によって指摘された簡35は簡33に続くべきだという見解と一致している。一方簡36中段に章末を表す符号が付いており、その他の章に倣うと、簡36中段は新たな章の始まりである簡37の前に位置すべきである。同時に、簡34と簡37における上部劃痕の左右の縁の高さと傾斜率を考慮すると、二つの簡の間にあるのは竹簡一枚のみの可能性が高い（現存するのは簡36一枚のみであり、状況が一致している）。この点について、竹田健二は「清華簡「越公其事」の竹簡排列と劃痕」において、陳劍の推論を踏まえ詳細な図解を作成している。また、簡35の最後の字は「夫」であり、簡36上段の残留二文字と併せて「夫婦皆[耕]」となり、意味的に非常に一貫性が高いのである。したがって、簡36上段は簡35に続き、簡33・簡35・簡36上の三簡は順につながる。

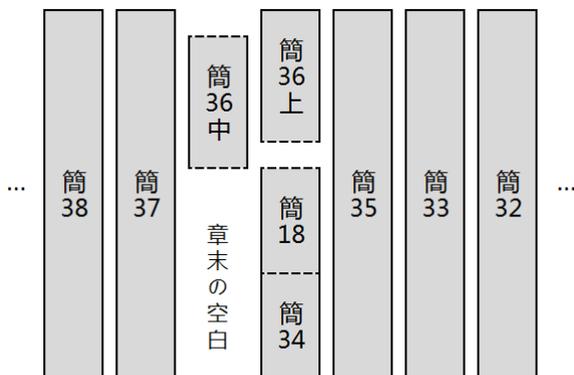
21 従『治邦之道』『治政之道』看戦国竹書「同篇異制」現象. 清華大学学报. 2020年第1期, P43-47

さらに、簡 18 と簡 34 の欠損部をつなぎ合わせると下図のようになる：



二つの簡の割れ目は一致しており、直接綴合することが可能である。陳劍は既に「『越公其事』残簡 18 的位置及相關的簡序調整問題」において、「簡 18 を簡 36 上と簡 34 の間に入れることができ、三つの段は元々一つの簡であり、遥綴することが可能である。」と指摘している。ここで陳劍の推測について補足すると、簡 18 と簡 34 は直接綴合することが可能であり、間に他の文字は存在しないはずである。また、左側の各簡の契口位置から、この割れは竹簡中間部の契口によるものであり、契口下部から小さな竹簡の破片が剥がれ落ち、その割れ目が上に向かって伸びたため簡 18 と簡 34 が割れたのだということがわかる。そのため簡 34 の周囲各簡の位置は

以下のような排列になると思われる：



簡 18 と簡 34 の割れた部分に欠損しているのは 𠄎 字の可能性があり、つまり二つの簡をつなぎ合わせると、「…… 人還越百里得于越邦 ……」 という文になる。整理者が簡 18 を簡 17 と簡 19 の間に置いたのは、簡 18 の残存文字は呉国が越国の和合の申し出を受け入れた後に越国に百里の土地を返還したこと、すなわち「[呉] 人還越百里」と記載している可能性が高いと考えたからである。本文では簡 18 と簡 34 を綴合したが、整理者の考え方もその点では理にかなっていると思われる。前後の内容を踏まえると欠損文字の文字数も確定できるため、筆者は簡文は以下のように読むことができると考える。「舉越庶民，乃夫婦皆耕，至于邊縣，小大遠邇，亦夫【35】婦皆[耕]。□□□□□□□□，[吳] 人還越百里，得于越邦。陵陸陵稼，水則為稻，乃無有間艸【36 上 +18+34】…… 越邦乃大多食。」越が呉に和合を求めた後、呉国は越国に百里の土地を返還した。この時の越国の国土面積は広いものではなく、そのため水陸共に土地の一才一寸まで有効に利用しなければならず、全国民の一人一人に農作物を作らせ、ようやく十分な食糧の備蓄を得ることができたのである。また『越絶書・越絶外伝記地伝』²²に「吳王夫差伐越，有其邦，句踐服為臣。三年，吳王復還封句踐於越，東西百里。」と記載されている。これは『越公其事』冒頭の「王思邦遊民三年，乃作五政。五政之初，王好農功。」という文と時間的に一致しており、

22 四部叢刊初編. 第 284-285 冊, 1919

記載されている土地の広さも百里である。つまり呉王夫差は越王が和合を求めて降服した三年目に、越に対してより多くの権利と百里の土地を返還した可能性があり、越王もその時から五政の一つ目である農業政策を施行し始めたのだということがわかる。

参考文献：

- 袁康. 越絶書 [M]. 上海：商務印書館，1919
- 王力. 漢語史稿 [M]. 北京：中華書局，2004
- 勞榘. 古代中國的歷史與文化 [M]. 北京：中華書局，2006
- 段玉裁. 說文解字注 [M]. 北京：中華書局，2013
- 李學勤. 清華大學藏戰國竹簡（柒） [M]. 上海：中西書局，2017
- 程鵬萬. 簡牘帛書格式研究 [D]. 長春：吉林大學，2006
- 羅雲君. 清華簡《越公其事》研究 [D]. 長春：東北師範大學，2018
- 游順釗. 古漢字書寫縱向成因——六書以外的一個探討 [J]. 中國語文, 1992(230)
- 郭錫良. 介詞「于」的起源和發展 [J]. 中國語文, 1997(257)
- 李學勤. 在《清華大學藏戰國竹簡（柒）》成果發布會上的講話 [J]. 出土文獻, 2017(11)
- 賈連翔. 從《治邦之道》《治政之道》看戰國竹書「同篇異制」現象 [J]. 清華大學學報 (哲學社會科學版), 2020(01)
- 陳劍. 《越公其事》殘簡 18 的位置及相關的簡序調整問題 [EB/OL]. 2017 (<http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/3044>)
- Karlgren. On the Authenticity and Nature of the Tso Chuan [M]. Elander, 1926
- 宮島和也. 戦国楚・秦における前置詞「于」「於」をめぐって [J]. 中国語学, 2015(262)
- 竹田健二. 清華簡『越公其事』の竹簡排列と劃痕 [J]. 中国研究集刊, 2018(64)
- 清華大學出土文獻研究與保護中心. <http://www.ctwx.tsinghua.edu.cn/>
- 復旦大學出土文獻與古文字研究中心. <http://www.gwz.fudan.edu.cn/>

武漢大學簡帛研究中心. <http://www.bsm.org.cn/>

武漢大學簡帛論壇. <http://www.bsm.org.cn/bbs/>

中國先秦史網. <http://www.xianqin.tk/>

【付記】

本稿の中国語版は2019年に武漢大学の簡帛網に発表された。本稿はその中国語版をもとに修正と補足を加えたものである。本論文の作成において、宮島和也さん、柏倉優一さん、雷塘洵さん、李筱婷さん、武漢大学の陳偉先生と指導教員の大西克也先生に様々な助言を頂いた。心から感謝申し上げます。